

医療法人 滋賀勤労者保健会定款

第一章 名称及び事務所

第1条 本法人は医療法人滋賀勤労者保健会と称する。

第2条 本法人は事務所を大津市昭和町2番17号におく。

第二章 目的及び事業

第3条 本法人は医療並びに公衆衛生の発展普及を図り、労働疾病保健衛生等社会医学の研究を行い、国民の健康を守るとともに科学的且つ適正な医療を普及することを目的とする。

第4条 本法人は次の事業を行う。

1. 診療所・助産施設の開設運営
2. 研究室の設置運営
3. 保健衛生の啓発指導に関する事業
4. 生活困難者に対する低額又は無料診療事業
5. 医療社会事業ならびに福祉・介護関連事業
6. その他目的達成の為の必要な事業

第5条 本法人の開設する診療所、介護老人保健施設の名称及び開設場所は下記の通りとする。

医療法人滋賀勤労者保健会膳所診療所
大津市昭和町2番17号
坂本民主診療所
大津市坂本6丁目25番30号
介護老人保健施設 日和の里
滋賀県大津市坂本6丁目25番3号

第6条 前条に掲げる診療所および介護老人保健施設を経営するほか次の業務を行う。

訪問看護ステーション コスモス
大津市坂本6丁目6番31号
訪問看護ステーション 陽だまり
大津市昭和町8番地15号
陽だまりヘルパーステーション
大津市昭和町8番地15号
コスモスヘルパーステーション
大津市坂本6丁目6番31号
陽だまりデイサービスセンター
大津市昭和町8番地15号
デイサービスセンターほっこり
大津市昭和町7番地11号
陽だまり居宅介護支援事業所
大津市昭和町7番16号
コスモス居宅介護支援事業所
大津市坂本6丁目6番31号
膳所診療所通所リハビリテーションげんき
大津市昭和町2番17号
デイサービスセンター こすもす
大津市坂本6丁目6番31号

第三章 社員

第7条 本法人の設立の趣旨に賛同するもので、本法人の社員になろうとする者は、出資1口以上を引き受け所定の様式による申込みをなし、理事会の承認を得るものとする。但し、理事会の承認があるときは出資なくして社員になることができる。

第8条 社員は下記に掲げる理由によりその資格を失う。

1. 総会の決議
2. 死亡
3. 除名

2. 社員が本法人の定款に違反し、または本法人の目的事業を害し、あるいは品位を傷つける行為のあった場合は総会の決議を経て除名することができる。

第9条 前条に定める場合のほか、止むを得ない理由のある時は理事長に届け出て退社することができる。

第10条 退社した社員は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。

第四章 出資

第11条 出資1口の金額は、5,000円とする。

第12条 出資は一時に全額を払込むものとする。

第五章 資産及び会計

第13条 本法人の資産のうち別紙目録に掲げる財産を基本財産とする。基本財産は処分してはならない。但し、特別の理由のある場合には総会の議決を経て処分することができる。

第14条 本法人の資産は総会で定めた方法によって理事長が管理する。

第15条 資産のうち現金は、確実な銀行、信託会社または信用金庫に預け入れ、若しくは信託しまたは国公債、若しくは確実な有価証券に換えて保管するものとする。

第16条 本法人の予算は総会の議決を経て定める。

第17条 本法人の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第18条 本法人の決算については毎会計年度終了後2月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 本法人は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本法人の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本法人は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等、監事の監査報告書を滋賀県知事に届け出なければならない。

第19条 決算の結果剰余金を生じたときは、総会の議決を経てその全部または一部を基本財産に繰入れ、又は積み立てるものとする。

第六章 役員

第20条 本法人に下記の役員をおく。

理事長	1名
副理事長	2名
理事	15名以上25名以下（理事長、副理事長を含む）
監事	2名

第21条 本法人が開設する診療所、介護老人保健施設の管理者は、必ず理事に加えなければならない。その他の理事及び監事は総会において社員の中から選出する。

2. 理事長及び副理事長は理事の互選によって定める。

第22条 理事長は本法人を代表し業務を総理する。

2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時はその職務を代行する。

3. 理事は理事会の決定に基き常務を処理する。

4. 監事は、次の職務を行う。

(1) 本法人の業務を監査すること。

(2) 本法人の財産の状況を監査すること。

(3) 本法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。

(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを滋賀県知事又は社員総会に報告すること。

(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。

(6) 本法人の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

5. 監事は、本法人の理事又は職員（本法人の開設する診療所又は介護老人保健施設の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

第23条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2. 役員に欠員を生じたときは総会の議決を経て補充選出する。選出された後任者の任期は前任者の残任期間とする。

3. 役員は任期満了後といえども後任者の就任するまではその職務を行うものとする。

第七章 会議

第24条 会議は総会及び理事会とし、総会はこれを定時総会及び臨時総会とする。

第25条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。

2. 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。

3. 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

4. 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

第26条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

第27条 次の事項は総会の議決を経なければならない。

- (1). 定款の変更
- (2). 基本財産の設定及び処分
- (3). 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
- (4). 収支予算及び決算
- (5). 借入金の最高限度
- (6). 本法人の解散
- (7). 他の法人と合併契約の締結
- (8). その他重要な事項

第28条 総会の議事は別段の定めのある外、出席した社員の議決権の過半数で決め、可否同数の場合は議長が決する。但し、次の場合は総社員の4分の3以上の同意を要する。

- (1). 定款の変更
- (2). 社員の除名
- (3). 本法人の解散

第29条 総会の招集は、5日前までに会議の目的事項、日時、場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。

第30条 社員は総会において各1個の議決権及び選挙権を有する。

第31条 社員は予め通知のあった事項にのみ書面または代理人を以って議決権及び選挙権を行使することができる。但し、代理人は、社員でなければならない。

2. 代理人は3人以上の社員を代理することができない。
3. 代理人は代理権を証する書類を議長に提出しなければならない。

第32条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使することができない。

第33条 この定款に定めるものの外、総会の議事についての細則は総会で定める。

第34条 理事会の運営細則は理事会で定める。

第八章 定款の変更及び解散

第35条 この定款は総会の議決を経て且つ滋賀県知事の認可がなければ変更することができない。

第36条 本法人が解散したときは、理事がその清算人となる。但し、総会の議決によって社員中から選任することができる。

第37条 本法人が解散したときの残余財産は、総会の議決により主務官庁の認可を得て国または地方公共団体若しくは法人税法第2条第6号に掲げる法人のうち、本法人と類似の目的を有する他の法人に寄付する。

第九章 雑 則

第38条 本法人の公告は官報（及び京都新聞）によってする。

付 則

1. この法人の設立当初の役員は第20条の規定にかかわらず設立発起人総会において定めるものとし、その任期は第23条の規定にかかわらず昭和47年度の通常総会の日までとする。
2. この法人の設立当初の会計年度は第17条の規定にかかわらずこの法人の設立の日から昭和47年3月31日までとする。
3. 本法人の設立当初の役員は次のとおりとする。

理事長	瀬崎博義
副理事長	大西利穂
理事	加藤直樹
//	木村勝
//	外村聖一
//	日根野昭三
//	吉原稔
監事	石森義人
//	角利男

昭和59年5月22日改正
昭和63年5月28日改正
平成3年5月11日改正
平成6年5月27日改正
平成6年10月28日改正
平成9年3月26日改正
平成11年4月27日改正
平成11年12月15日改正
平成14年11月15日改正
平成16年1月28日改正
平成20年5月7日改正
平成21年7月7日改正
平成24年5月31日改正
平成27年5月28日改正
平成30年5月31日改正
令和元年5月30日改正
令和3年5月27日改正

原本と相違なきことを証明する。
医療法人滋賀勤労者保健会
理事長 今村 浩